

東松山市建設工事情報共有システム活用試行要領

(目的)

第1条 この要領は、東松山市が発注する建設工事において、情報共有システムの活用を試行することに当たり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム 公共工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 工事帳票 東松山市工事監督要綱（平成22年3月11日決裁）第11条第1項に規定する書類及びその添付資料であって、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」等の行為に用いるものをいう。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 情報共有システムを活用する工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 土木工事であって当初設計金額が5千万円以上のもの
 - (2) 営繕工事であって当初設計金額が1億円以上のもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、受注者が情報共有システムの活用を希望し、協議が調ったもの
- 2 発注者は、前項第1号に該当するものとして対象工事の入札を行おうとするときは、別記の例により入札公告及び特記仕様書に対象工事であることを明示するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により入札を行った対象工事について、受注者との協議により情報共有システムの活用による業務効率化が見込めないと認めた場合は、情報共有システムの活用を行わないこととすることができる。この場合においても、電子メール等を利用した情

報共有を行うことができるものとする。

(経費の取扱い)

第4条 対象工事の積算において、登録料、使用料等の情報共有システムの利用に係る経費は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 土木工事については、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含むものとして取り扱う

(2) 土木以外の工事については、あらかじめ共通仮設費に積み上げ計上することとする。第3条第1項第3号の規定に基づき協議が調い、活用することとした工事（土木工事を除く。）については、共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする

(情報共有システムの選定)

第5条 この要領の規定により使用できる情報共有システムは、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 情報共有システム提供方式はASP方式とする

(2) 国土交通省「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版で求める機能を満たすもの

(3) システムの通信方式は、L G W A N（総合行政ネットワーク）を介して行うものとする

(4) 第2条第2号に定める工事帳票は、原則として東松山市建設工事請負契約約款、東松山市工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの

(5) 工事帳票における記載内容に変更があったときは、その履歴を記録する機能を有するもの

(6) 情報共有システムから出力した工事帳票の電子データに、受発注者双方の押印・署名と同等の情報が記録されるもの

(7) 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの

(8) L a n d X M L、I F C、S F C形式を表示する機能（変換し表示するものを含む。）を有するもの

(9) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムは、前項に規定する条件を満たすもののなかから、受発注者間で協議し決定するものとする。

3 使用する情報共有システムの提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(事前協議)

第6条 対象工事において情報共有システムで取り扱う工事帳票、成果品等は、情報共有システム事前協議チェックシート(別記様式)により受発注者が協議し決定するものとする。

(工事帳票の取扱い)

第7条 情報共有システム上で作成した工事記録は、東松山市工事監督要綱に規定する工事記録として取り扱うものとする。

2 情報共有システムにより処理した工事帳票は、署名又は押印を不要とする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第8条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。

(検査)

第9条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査(電子検査)を行うものとする。

2 電子検査に必要なパソコン、モニター類等は、受注者が用意するものとする。

(検査後の工事帳票等の納品)

第10条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月までの間、情報共有システムにおいてのダウンロードが可能な状態とするものとする。

(セキュリティの確保)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID、パスワードの管理の徹底、ウィルス対策の徹底、個人情報等機密情報管理の徹底、工事関係データ管理の徹底、東松山市情報セキュリティポリシー及び

情報セキュリティに関する法令、基準を遵守することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に公告する工事から適用する。ただし、この要領の適用日以前に公告した工事及び契約済みの工事であっても、受発注者間の協議により適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に公告する工事から適用する。

別記

入札公告及び特記仕様書への明示例

〈入札公告〉

本工事は、公共工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）の活用を推奨する工事である。

〈特記仕様書〉

1 情報共有システムの活用について

東松山市建設工事情報共有システム試行要領第3条第1項に示す工事については情報共有システムの活用を推奨するものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

ただし、同要領第3条第3項に該当する場合は、この限りではない。